

統合鉱業標準イニシアチブ

ガバナンスモデル

2025年9月

Consolidated Mining Standard Initiative



RESPONSIBLY
PRODUCED
COPPER



ICMM



WORLD
GOLD
COUNCIL

翻訳に関する免責事項：本文書は英語から翻訳されています。不明な点については、英語の原文を参照してください。

統合鉱業標準イニシアチブ：

ガバナンスモデル

2025年9月

本文書は、責任ある金属・鉱物バリューチェーンに関する統合標準および関連活動を推進するための法人に関してガバナンスモデルの詳細を示しています。これは、2024年10月に公開協議のために公表された草案に代わるものです。関係するステークホルダーおよび権利保有者からの意見が、ガバナンスモデルの設計に反映されています。

詳細は以下の通りです。

1. ビジョンは何か？
2. このビジョンを実現するための法人の権限は何か？
3. ガバナンスモデルの開発の指針となった原則は何か？
4. ガバナンスモデルに含める必要のある主な特徴にはどのようなものがあるか？
5. 全体的なガバナンスモデルはどのようなものか？
6. 理事会の構成はどのようなものになるのか？
7. The Copper Mark の理事会からの移行プロセスは
8. 理事会はどのように意思決定を行うか？
9. 鉱業委員会とバリューチェーン委員会の構成はどのようなものになるのか？
10. 権限移譲はどのように機能し、鉱業委員会とバリューチェーン委員会にはどのような責任が委任されるか？
11. 他の委員会は設立されるか？
12. 理事会はどのようにして継続的に更新されるのか？
13. 各国の国内委員会の役割は何か？
14. 次のステップは？

Consolidated Mining Standard Initiative



1. ビジョンは何か？

私たちのビジョンは、金属や鉱物の責任ある生産、調達、リサイクルによって可能になる持続可能な社会です。私たちの目的は、本標準が規模や取扱う商品、所在地を問わず幅広い鉱山会社に採用され、業界全体のパフォーマンス向上を促進することです。

統合標準を担当する法人は、社会のニーズに応えるため、事業活動の範囲内で、金属バリューチェーン全体にわたり責任ある取り組みを促進します。法的主体は **The Copper Mark** となり、現行のガバナンス体制や、名称、活動範囲を本書で提案するガバナンスモデルに合わせて見直し、統合標準や、保証プロセス、クレームポリシーに対する責任を負います。

責任ある取り組みとは、社会への積極的な貢献を促進し、人々や環境への影響に対処し、循環型経済への進展をより一層支援する、金属・鉱物生産へのライフサイクル全般にわたるアプローチを意味します。既存の標準を統合することで現在の産出段階の鉱業標準の状況を簡素化することで、4つのパートナー組織の取り組みは、このビジョンの実現を促進する役割を果たします。

私たちは、本統合標準の提供や、銅、モリブデン、ニッケル、亜鉛に関する **The Copper Mark** の以前の活動に基づき、事業活動の範囲内で、個々の金属バリューチェーンに沿った環境や社会、ガバナンスの実践の継続的な改善を長期的に促進することを目的としています。

この目的を達成するには、さまざまなステークホルダーのニーズのバランスを取りながら、以下の要件を満たす標準を策定する必要があります。

- 相当数の鉱業会社が実施可能な実用的な内容であること。
- 鉱業が社会や環境に与える影響を効果的に防止・緩和し、有害な影響が発生した場合には救済措置を講じるために十分に堅牢であること。
- 施設ごとに実施状況を確認できる信頼性の高い保証プロセスの対象となっていること。
- 実施に関連するクレームについても透明性が高く、十分に理解されていること。

主体となる法人とその理事会の任務は、広範な実施が実現できない標準はビジョンの達成に向けて進展しないことを認識し、この目的を達成するために適切なバランスをとることです。

2. このビジョンを実現するための法人の権限とは何か？

これは、4つのパートナー組織が達成に向けて設定した全体目標によって基づいています。統合標準は、標準の状況を簡素化し、信頼できる標準の採用と実施を促進するという目標に加えて、次のことを行う必要があります。

- 採掘の影響を受けるステークホルダーや権利保有者に利益をもたらさず、現場でのパフォーマンス向上に貢献する。
- セクター全体の透明性を高める。
- 顧客や、規制当局、投資家、ステークホルダー、権利保有者を含むバリューチェーンにおけるその他の人々のニーズを満たす。
- 購入する製品に含まれる金属や鉱物がバリューチェーン全体で責任を持って生産され、使用されているという信頼を消費者に提供する。

このためには、以下の責任を負う事務局を有する法人が必要です。

- 本統合標準を開発、促進、維持し、関連する保証プロセスや苦情処理メカニズム¹、クレームに関するポリシー²、関連情報（保証の結果など）を公開するためのプラットフォームを実装する。
- ファシリティが必要とする独立した保証を支援するため、保証機関を承認し、保証に関する研修を提供し、品質管理メカニズムを確立する。
- 重複する取り組みを避ける必要に基づき、バリューチェーンの戦略とアプローチ、ビジネスモデルを確立する。
- サプライチェーンやセクター間での標準の調和と認識を追求する。
- 標準や保証の枠組みが現在利用できない、あるいは、実施されていない市場や規制の要求を応えるために、ギャップに対処するための的を絞った取り組みを実施する。

現在の Copper Mark 事業体は、法人組織に移行し発展していきます。これは、Copper Mark のスキルや経験、信頼性を活用するものであり、新しい組織をゼロから設立するのではなく、必要なスピードで設立、拡張するための効果的かつ効率的な方法です。

¹苦情処理メカニズムの詳細については、保証の手順をご覧ください。

²詳細はクレームに関するポリシーをご覧ください。

3. ガバナンスモデルの開発の指針となった原則とは何か？

私たちは、4つのパートナー組織とステークホルダー諮問グループ（SAG）および業界諮問グループ（IAG）との間で合意された以下のガバナンス原則を指針としています。

- **包摂的**：影響を受けるステークホルダーや権利保有者のグループ（鉱業セクターに直接参画または関与している人々を含む）の視点を意思決定に含める。
- **効果的**：統合標準に対するパフォーマンスのグローバルな実現と検証を提供する能力。
- **信頼できる**：影響を受けるステークホルダー、顧客、政策立案者、投資家による統合標準の認識を支援する。
- **インパクト主導**：規模に応じたインパクトを提供する能力。
- **効率的**：経済的な実行可能性をサポートし、統合標準の運用を維持するために、合理的で無駄のない構造を確保する能力。
- **現実的**：設立パートナー組織、および特に Copper Mark の既存の知識、人材、インフラをベースに構築する機会。

これらの当初合意されたガバナンス原則に加えて、SAG と IAG は、理事会および関連委員会のメンバーを任命する際に多様性に関する基準を考慮する必要性を強調してきました。これには、ジェンダーバランスや、民族性、多様な視点（例：先住民族や労働者）、さまざまな規模の組織、多様な地域（鉱業会社の場合は取り扱う商品）、バリューチェーンの異なる部分からの参加を反映する標準が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

この考えに基づき、また原則として、4つのパートナー組織は、独立した**マルチステークホルダー**の理事会にコミットしています。その目的は、マルチ合ステークホルダーの理事会が本統合標準の立ち上げ前に任命されるようにすることです。

4. ガバナンスモデルに含める必要のある主な特徴にはどのようなものか？

私たちが達成しようとしている目標および上記のビジョンとガバナンスの指針原則を考慮したガバナンスモデルの目標は以下の通りです（図1を参照）。

- **マルチステークホルダーの参加を反映する**：理事会全体の組織構造において、鉱業とバリューチェーンの利害、および商業的・非商業的利害の双方をバランスよく代

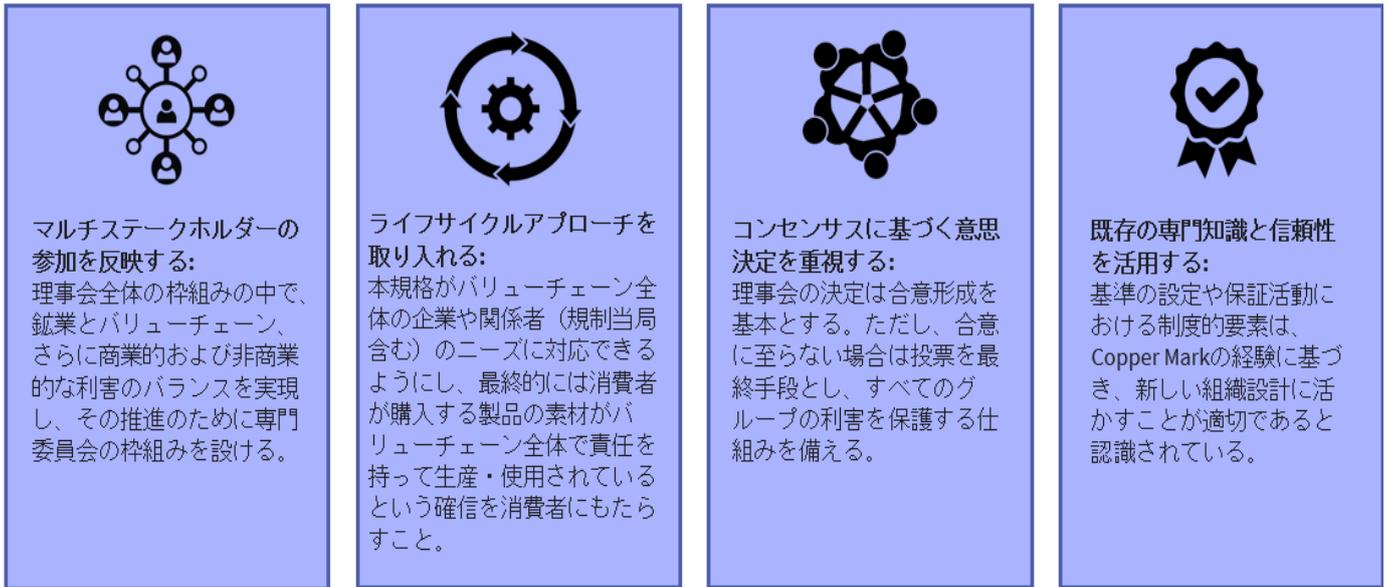
表する一方で³、これらの利益を推進するための専門委員会体制を確立します。金属と鉱物の上流生産者とそのステークホルダーを含めることは、採鉱された材料が責任を持って生産されることの重要性を認識するものであり、その後のすべてのバリューチェーン活動の原動力となるものです。バリューチェーンの中流および下流の企業とそのステークホルダーを含めることで、バリューチェーンの参加者からの賛同を確保することの重要性を認識するものです。

- **ライフサイクルアプローチを取り入れる**：法人が、バリューチェーンに沿った企業のニーズや、バリューチェーン全体のステークホルダーの視点、責任ある実践に関心を持つ政府や規制当局とつながり、最終的には、購入する製品の材料がバリューチェーン全体で責任を持って生産され、使用されているという信頼感を消費者に提供することを目指します。
- **コンセンサスに基づく意思決定を重視する**：理事会および委員会の意思決定は、多様なステークホルダーの視点に沿った選択を反映されるよう、コンセンサスに基づいていることが理想的です。決議権行使が必要な場合は、理事役会と委員会のすべてのグループを保護し、すべてのグループから幅広い支持が得られない意思決定ができないようにします。
- **既存の専門知識と信頼性を活用する**：特に、標準の設定と保証監督における Copper Mark の組織的経験を生かすことです。この経験と能力を新しい組織で確立するのが難しいことを認識しています。

したがって、ガバナンスモデルは、理事会での鉱業とバリューチェーンについて、企業とステークホルダー・グループ間の参加のバランスを取り、鉱業委員会とバリューチェーン委員会に同じバランスを反映することを目指しています。

³ ここでいう「商業的利益」とは、主に営利を目的とした事業活動に携わる組織または個人を指します。一方、「非商業的利益」とは、営利を目的としないか、あるいは公益の達成に主眼を置いた活動に主に携わる組織や個人を指します

図1 – ガバナンスモデルの主要な特徴



5. 全体的なガバナンスモデルはどのようなものか？

ガバナンスモデルは、独立委員長が率いる 17 名の理事会で構成されています。事務局は、「法人」の戦略と目標（セクション 1 も参照）の達成を担い、理事会に対して説明責任を負います。理事会および委員会の詳細については、以下のセクション 6 と 9 に記載されています。

主な運営理事会は、鉱業委員会とバリューチェーン委員会の 2 つです（セクション 9 を参照）。両委員会とも、それぞれの任務について権限を委任された権限を持っています（セクション 10 を参照）。委員会は理事会に対して説明責任を負っていますが、事務局との緊密な連携が期待されています。

さらに、国内委員会は、取締役会と関連するステークホルダーが価値を認め、国内で必要な資金を確保できる場合には、国内で召集できる規定があります。国内委員会設置は必須ではなく、委員会がなくても、統合標準を導入する企業にとって障害にはなりません。詳細については、以下のセクション 13 を参照してください。

6. 理事会の構成はどのようなものになるのか？

法人は、その法人のビジョン、戦略、ガバナンス、資源活用に対して集団的な責任を負う理事会を持ちます。Copper Mark の現在の理事会は、既存事業の継続性を考慮しつつ、最終的

には以下のような構成を反映するよう発展していく予定です。Copper Mark の現在の理事会が、以下に示す構成に移行するプロセスについては、セクション 7 に記載されています。

理事会は、以下に示す構成を反映し、効率的な理事会に必要な様々なスキルセットを包含します。理事会は、建設的かつ協力的な方法で作業することを意図しており、これは理事の選任に反映されます（セクション 7 を参照）。

具体的には、理事会には、現在、鉱業・金属業界で少なくとも過去 3 年間は従事しておらず、理事会に代表される様々なグループ間で生じる避けられない健全な緊張関係を適切に調整できるスキルを持つ独立した議長 1 名が置かれます。これら 4 つのグループには、それぞれ以下のように 4 名の理事が置かれます（図 2 参照）：

- **鉱業会社**：本統合標準を導入している鉱業会社からの 4 名の取締役またはその代表者。鉱業会社からの理事は、International Council on Mining and Metals (ICMM)、Mining Association of Canada (MAC)、World Gold Council (WGC) の会員から 1 名（各会員組織につき 1 名）、International Copper Association (ICA) から 1 名が選出されます。
- **鉱業関係のステークホルダー**：鉱業の影響を受けるステークホルダーおよび権利保有者からの 4 名の理事。これには、地域・地方レベルとグローバルレベルの両方の視点をバランスよく取り入れ、先住民族、労働者代表、社会・人権、環境の各分野から 1 名ずつ参加する予定です。また、後者の 3 議席のうち 1 議席は、先住民族出身者が務めることが望まれます。
- **バリューチェーン企業**：責任ある鉱物・金属バリューチェーンに取り組むバリューチェーン企業からの 4 名の理事。これには、OEM などの消費者向け企業 2 社、独立したリサイクル業者・製錬業者または精製業者 1 社、そして、部品メーカー（例：加工業者）1 社で構成されます。
- **バリューチェーン・ステークホルダー**：責任ある鉱物・金属バリューチェーンに取り組む非商業的バリューチェーン・ステークホルダーから 4 名の理事を選出します。これは以下の 2 つのカテゴリーから構成されます。(i) 責任あるバリューチェーンに関する専門知識を有する国際 NGO⁴、多国間機関、マルチステークホルダー・イニシアチブ、学識経験者、および (ii) 中流・下流のバリューチェーン活動の直接的な影響を受け、社会、地域社会、環境または労働に関する懸念を反映するステークホ

⁴いくつかの多国間組織は、責任ある鉱業および鉱物バリューチェーンに深く関与しています。これらの組織の参加はその事実を反映しており、特定の政府から代表を選出することが非現実的であることを踏まえつつ、ガバナンスモデルに政府間の視点を組み込むことを可能にしています。

ルダーです。理想的には、それぞれのカテゴリーから2名ずつ、計4名となることが望まれます。ただし、初代の理事会においては、第一のカテゴリーから2名を超える候補者を選出することが可能です。その場合、各ステークホルダー・グループからは1名のみとし、かつ、バリューチェーン活動の直接的な影響を受けるステークホルダー（第二のカテゴリー）は、理事会の改選時（セクション12参照）にバリューチェーン戦略に従って含まれることになります。

理事会メンバーの属性と責任に関する詳細は、附属書1に記載されています。これらは、相互尊重、支援、協調を基盤として運営される理事会を形成するよう、選考プロセスを導くことを意図しています。新任理事に対しては、理事会運営に関する経験に特に留意し、必要に応じて、理事会の有効なメンバーとして公平に参加できるよう支援が提供されます。

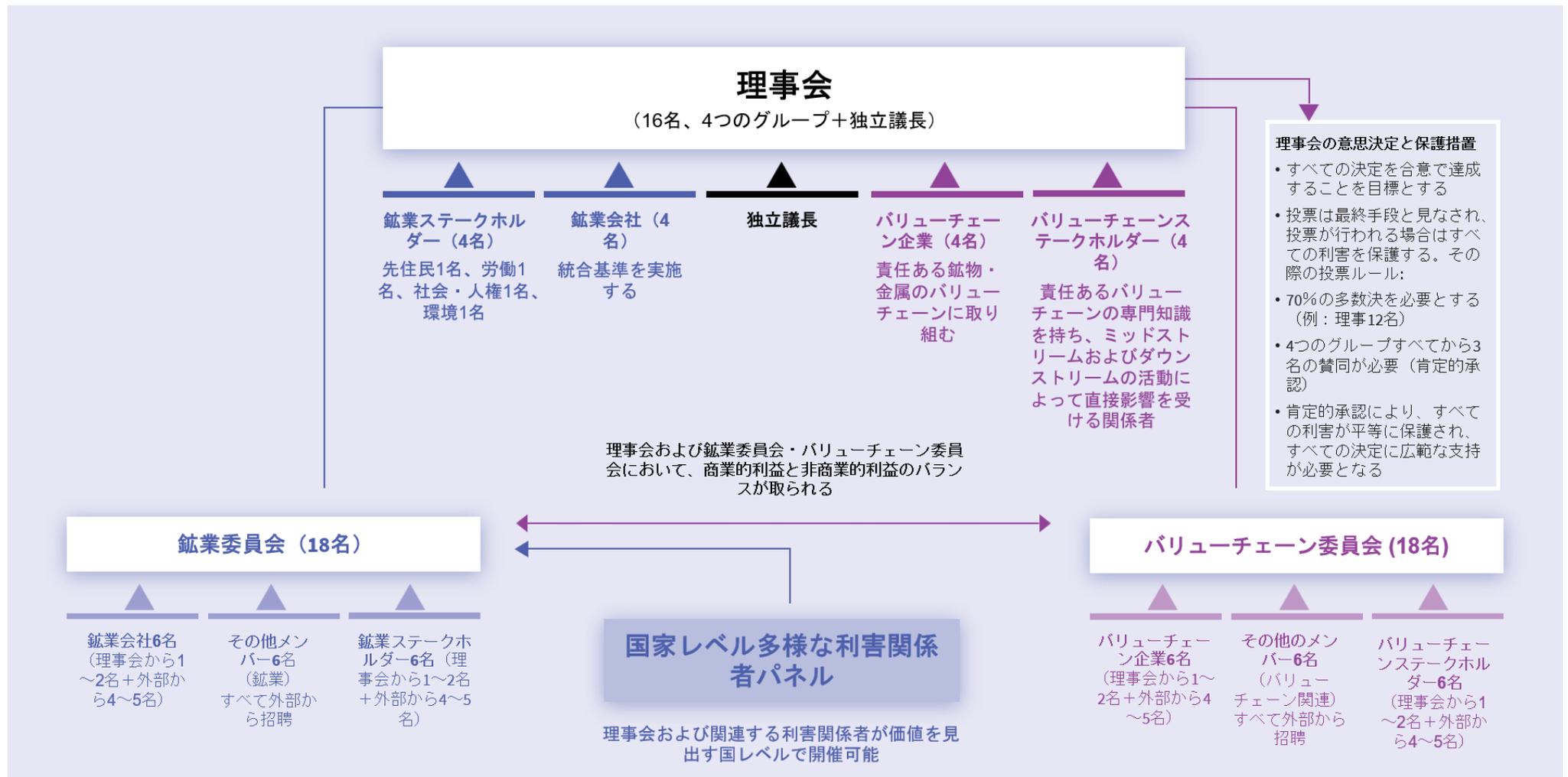
鉱業委員会およびバリューチェーン委員会への理事会メンバーの参加

図2からわかるように、理事会のメンバーが鉱業委員会とバリューチェーン委員会に重複して参加することで、連携を図る役割となっています。鉱業委員会とバリューチェーン委員会の間でも同様の相互参加を行っています。

理事会メンバーの報酬

非商業的な理事会メンバーには、合理的な経費の払い戻しに加えて、参加に伴う経済的障壁を抱える人々の参加を促すため、謝礼が支払われます。

図2 – 理事会および委員会の構成概要



7. The Copper Mark の理事会からの移行プロセスは

Copper Mark の現在の理事会からセクション 6（および図 2）で説明されている理事会構成に移行するプロセスは、独立した議長と、理事会に代表を出す 4 つのグループ、それぞれで異なります。鉱業会社の理事は、3 つのパートナー組織と国際銅協会（1 議席）によって指名されます。独立した議長および理事会の他の 3 つのグループは、Copper Mark による理事会候補の公募により、オープンなプロセスに基づいて選出されます。この公募では、候補者の直接応募または推薦（本人の同意がある場合）が可能です。

応募の呼びかけは、ステークホルダーネットワーク全体に広く周知されるとともに、理事会候補者に向けて、ジェンダーバランス、人種・民族、多様な視点（例：先住民や労働者）、組織規模の違い、多様な地域、そしてバリューチェーンのさまざまな部分からの参加を反映できるよう、特別な取り組みが行われます。

SAG および IAG のメンバーは、応募または推薦を受けた候補者の中から優先候補者を選定するため、Copper Mark 理事会の指名委員会が設置する指名サブコミッティ委員会の委員を務め、他の理事会メンバーの選出を委任されます。これらの指名サブコミッティの職務権限は、指名委員会が作成し、SAG および IAG のメンバーが同意します。

指名サブコミッティの設置に先立って、理事会への参加を希望する SAG および IAG メンバーは、選考プロセスへの参加を辞退するよう求められます。詳細は以下の通りです。3 つの指名小委員会のいずれかに参加する SAG および／または IAG メンバーからの関心が不十分である場合、あるいは応募している諮問グループのメンバーの視点が、募集対象となる理事会ポジションに求められる多様性基準を十分に反映していない場合には、この問題に対処するため、一部の指名小委員会メンバーを Copper Mark 諮問評議会から選出することができます。

理事は個人として任命され、所属組織内の他者にその理事職を譲渡する権利はありません。理事としての主たる責任は、理事会の活動および法人のビジョンを支援することです。

独立した議長の選出

SAG および IAG による指名サブコミッティ（4～8 名のメンバーで構成され、両グループから均等に参加し、商業的と非商業的のステークホルダーのバランスをとる）は、パートナー組織と協力し、独立した議長を選出するための選考基準を策定します。合意後、サブコミッティは、Copper Mark と、必要に応じて第三者の人材紹介サービスの協力を得ながら選考プロセスを実施し、受け取った応募や推薦を検討し、候補者のショートリストを作成し、1～2

回の面接を実施し、理事会に推薦する優先候補者に対する SAG/IAG のより広範な支持を求めます。もし広範な支持が得られない場合は、支持される候補者が現れるまで、代替候補者を提案し続けます。独立した議長を任命する正式なステップは、サブコミッティの指示を尊重しながら Copper Mark の理事会が実施します。

鉱業およびバリューチェーンのステークホルダーからの理事の選出

3～5 名の非商業的メンバーで構成される SAG の指名サブコミッティは、鉱業およびバリューチェーンのステークホルダーからの応募や推薦を検討し、グループごとに候補者のショートリストを作成し、1～2 回の面接を実施し、各理事のための優先候補者 2 名について、SAG から、より広範な支持を求めます。独立した議長は、理事会全体が所定のスキルと多様性を備えるようプロセスを円滑にすすめる役割を担います。理事会に推薦される優先候補者は、サブコミッティメンバーと独立した議長の合意形成プロセスを通じて選定されます。鉱業およびバリューチェーンのステークホルダーの理事を任命する正式な手続きは、サブコミッティの方針を尊重しながら Copper Mark の理事会が実施します。

バリューチェーン企業からの理事の選出

3～5 名の非営利メンバーで構成される SAG の指名サブコミッティは、バリューチェーン企業からの応募や推薦を検討し、候補者のショートリストを作成し、1～2 回の面接を実施し、優先候補者について、SAG のより広範な支持を求めます。独立した議長は、理事会全体が所定のスキルと多様性を備えるようプロセスを円滑にすすめる役割を担います。優先候補者は、サブコミッティメンバーと独立した議長の合意形成プロセスを通じて選定されます。バリューチェーン企業の理事を任命する正式な手続きは、サブコミッティの指方針を尊重しながら Copper Mark の理事会が実施します。

鉱業会社からの理事の選出

ICMM、WGC、MAC の 3 つのパートナー組織は、それぞれ鉱業会社からの理事を 1 名推薦します。国際銅協会は、鉱業会社 1 社からの理事を推薦します⁵。代表者の選出プロセスは、さまざまなコモディティ、地域、企業規模、多様性の基準への参加が確保されるよう配慮しながら、各パートナー組織の裁量で決定されます。このグループ内の 1 名の理事が中堅鉱業会社の視点を代表し、もう 1 名は小規模な鉱業会社を代表することが推奨されます。鉱業会社からの理事を任命する正式な手続きは、パートナー組織からの方針を尊重しながら Copper Mark の理事会が実施します。

⁵これらの議席の一部は、4 つのパートナー組織の代表者が占める可能性があります。

Copper Mark 理事会の現理事による関与の維持

Copper Mark の理事 3 名は、理事会プロセスに関する組織的記憶を維持し、事業の継続性を支援するため、一定期間（例えば 1 期）、在任します。これにより、既存のインフラや知識を基盤としつつ、新たな理事会が独自のアイデンティティと運営方法を確立し、組織の結束力と効率性を高めながら、円滑に組織移行を行うことが可能になります。彼らは理事会において、鉱業関係ステークホルダー、バリューチェーン関係ステークホルダー、バリューチェーン企業という 3 つのグループでそれぞれの議席を 1 つずつ占めます。Copper Mark の現理事の詳細は[こちら](#)をご覧ください。Copper Mark の現理事が設立当初の理事会から退任する際は、セクション 6 に記載された構成が忠実に反映されます。

理事の在任期間

理事の任期は 3 年とし、理事会の同意があれば 1 回更新を可能とします。理事会は、例外的な状況において、理事会の良好な継承と継続性を確保する観点から、6 年の任期制限を一定期間超過することができます。初回の任命については、管理がしやすく、組織の継続性が可能となるような理事会の交代ローテーションを確保するために、調整されることが想定されています。セクション 2 で述べられている原則に沿った多様性に関する基準は、理事会とその委員会の任命プロセスで考慮されるべきであり、近日策定されます。

8. 理事会はどのように決定を下すのか？

理事会は、法人の全体的な目標を支援するために、建設的かつ協力的な方法で活動することが期待されています。すべての意思決定がコンセンサスによってなされることが目指しています。意思決定プロセスで理事を導きの際の指針となり、高い誠実さを促進するために、英国取締役協会（UK Institute of Directors）が現在策定中の自発的な[理事の行動規範](#)を遵守することが推奨されます。

投票による決定は最終手段と見なされていますが、投票による決定が必要な場合、全体で **70%以上の賛成**が必要です（すなわち、12 名の理事の支持が必要です）。投票は例外的な場合のみに行われるため、投票の開始時に理事会メンバーが出席していない場合は、決められた期間内にオフラインで投票できるようとし、すべての理事が意見を表明できるようにします。さらに、投票には、4 つのグループすべてからの **肯定的な応答**、つまり、4 つのグループのそれぞれで 4 名の理事のうち少なくとも 3 名からの承認が必要です。肯定的な応答によって、すべてのグループの利益が等しく保護され、すべての決定が広範な支持を得ることが保証されます。

定足数を設ける予定です。例えば、少なくとも9名の理事会メンバーと委員長の出席が必要で、そして各グループから少なくとも2名の参加が必要、などです。また、特定の事項について利益相反や不利益が生じた場合の理事の解任基準を定めます。さらに、設立された理事会は、ISEALの指針に基づき、定型的な案件と、法人の目的にとって重要または基本的とみなされる案件に対する議決権行使の要件を区別するための手続規則を策定することができます。

設立当初の理事会と今後の理事は、意識と理解を深め、意思決定への公平な参加を支援するため、先住民族の意思決定アプローチに関する研修を受けます（これは理事会委員会の参加者にも適用されます）。

9. 鉱業委員会とバリューチェーン委員会の構成はどのようなものになるのか？

鉱業委員会とバリューチェーン委員会は、その設立時点から、商業的・非商業的ステークホルダーの平しい参加を反映します。両委員会とも、以下のようなバランスの取れた視点を目指し、同様の構成となります（図2参照）。

- それぞれに6名の企業メンバーがいます（理事会から最低1名、最大2名、残りは理事会によって採用されます）。
- 鉱業会社のメンバーには、少なくとも2つの小規模企業または中堅企業が含まれている必要があります⁶、バリューチェーン企業には、独立した加工業者、リサイクル業者、製造業者、消費者向け企業が混在している必要があります。
- それぞれに、鉱業またはバリューチェーン活動の影響を受ける6名のステークホルダーがいます（理事会から最低1名、最大2名、残りは理事会が採用します）。鉱業の場合、少なくとも2名の先住民族と1名の労働委員会のメンバーを含める必要があります。
- それぞれに、責任ある鉱業またはバリューチェーンにコミットする他の6名のメンバーがおり、すべて理事会によって採用されます。この6名のポジションを追加する際は、商業的および非商業的ステークホルダーの平しい参加比率を維持する必要があります。
- その他のメンバーには、責任ある鉱業や責任ある鉱物および金属のバリューチェーンに深い関心とコミットメントを持つ投資家や資金提供者、多国間組織、責任ある

⁶これらの議席の一部は、4つのパートナー組織の代表が占める可能性があります。

鉱業またはバリューチェーンの取り組み、学者、シンクタンク、国際 NGO、国際先住民組織などが含まれます。

本提案は、各委員会の「その他のメンバー」のうち 2 名が、関連する経験と専門知識を他の委員会にもたらす必要があるというものです。委員会を構成するにあたり、理事会は重複を避けるよう努めます（そして、幅広くステークホルダーの参加を確保します）。理事会に適用される多様性に関する基準が、委員会メンバーの選出にも適用されます。

委員会には、3 つのグループそれぞれが参加できるように、委員長と 2 名の副委員長がおり、委員長は 3 年ごとに交代します。

鉱業委員会およびバリューチェーン委員会のメンバーの選出

鉱業委員会とバリューチェーン委員会の初代メンバーを選出するプロセスは、法人によって主導し、前述の手法と同様の、鉱業およびバリューチェーンのステークホルダー理事を任命するためのアプローチが採用されます。両委員会とも、商業的と非商業的ステークホルダーの平等な参加という原則を尊重し、各委員会内で半々の割合となるようにします。

10. 委任された権限はどのように機能し、鉱業委員会とバリューチェーン委員会に委任される責任は何か？

上記（セクション 5）の通り、理事会は、鉱業委員会とバリューチェーン委員会にそれぞれの権限を委譲することが期待されています。したがって、委員会は部分的な委任に基づいて運営されます。実際には、これは、理事会が法的に義務付けられている最終的な意思決定権を保持しながら、意思決定を委員会に委任できることを意味します。

このモデルでは、鉱業委員会とバリューチェーン委員会がそれぞれの権限に対して意思決定権を持つことができると同時に、法人の行動に対して最終的に責任を負う理事会メンバーに対して一定の保護も確保します。理事会は、すべての事項について審査する権利を有します。理事会が合理的な判断に基づいて委員会の決定を拒否する審査権限を行使した場合、委員会の決定または勧告は再検討のために委員会に差し戻されます。

鉱業委員会には、以下の権限が委譲されます。

- 本**統合標準**や、保証プロセス、苦情処理メカニズム、およびクレームに関するポリシーを定期的に更新または開発するための一貫性のある堅牢なプロセス。

- 本**統合標準**や、保証、その他保証の枠組みの中核的要素の解釈に関するガイダンスを提供する。
- マルチステークホルダーの参加要件や関与のルールを含む、国内委員会の職務権限を策定する。
- 国内委員会の設置に関する各国からの申請を審査し、理事会に対してその承認を勧告する。

バリューチェーン委員会には、以下の権限が委譲されます。

- 最初に、バリューチェーンの戦略、アプローチ、ビジネスモデルを確立し、重複して努力しないことを指針とする。
- バリューチェーンに沿ったデータの流れを改善し、鉱物と金属の責任あるバリューチェーンに沿った環境、社会、ガバナンスの実践の継続的な改善を促進する。
- サプライチェーンやセクター間での標準の調和と認識を追求する。
- 標準や保証の枠組みが現在利用できないか、設定されていない市場や規制の要求を満たすために、ギャップに対処するための的を絞った取り組みを開発する。

委員会での意思決定のプロセスは、理事会レベルのプロセスに準じたものになるでしょう。したがって、すべての決定がコンセンサスによってなされることが理想です。投票による決定は最後の手段と見なされていますが、投票による決定が必要な場合、全体で 70%以上の賛成が必要です（すなわち決定するには 13 名の委員の支持が必要です）。投票は例外的な場合のみに行われるため、投票の開始時に理事会メンバーが出席していない場合も投票できるようにし、すべての理事が意見を表明できるようにします。さらに、投票には、3つのグループすべてから、4名のメンバーの**肯定的な応答**が必要です。これによって、すべてのグループの利益が等しく保護され、すべての決定が広範な支持を得ることが保証されます。

理事会は、委員会メンバーの定足数が必要かどうか、それを何名にすべきかを決定します。また、特定の事項について利益相反や不利益が生じた場合の委員の解任基準は理事会の基準に準じたものになります。

11. 他の委員会は設立されるのか？

理事会は、追加の委員会が必要かどうかを決定しますが、これには今後の理事会および委員会の人事を監督するために、(少なくとも)財務・リスク委員会とガバナンス委員会（セクション 12 も参照）の両方が含まれることになります。

12. 理事会はどのようにして継続的に更新されるのか？

初代理事会の更新プロセスは、以下を保てるように設計されています。

- セクション 3 で述べられているガバナンス原則（すなわち、包摂的、効果的、信頼できる、インパクト主導、効果的、実用的、多様性など）。
- 4 つのグループ間の参加バランスと、プロセスに不可欠とされる多様な視点（労働者、先住民族のメンバーなど）の継続的な関与。
- 行動規範に関する理事会メンバーの責任に対する持続的な理解。
- 理事会全体で必要なスキルまたは経験と多様性のバランスの確保。

これは、理事会に参加しているグループからの理事会ガバナンス委員会（平等かつ多様な参加を伴う）により監督されます。これには、退任する理事会メンバーの後任には、明確に定義された要件を満たす希望者を公募し、関心を表明してもらいます。ガバナンス委員会が優先候補者を特定した後、最終的な選考は理事会の承認をもって決定となります。

鉱業会社の理事は、セクション 7 に記載されているプロセスを通じて指名され、少なくとも 2 回の更新（すなわち 6 年間）を行います。その後、ガバナンス委員会は現行の方法を見直し、理事会での検討するための望ましい方法を提案します。

また、理事会は自らの有効性を定期的に見直します。

13. 国内委員会の役割は何か？

各国の委員会は、理事会および関連するステークホルダーがそれを設立する価値を認め、設立に要する資金を当該国内で確保できる場合にその国内で設立されます。これらの委員会は、鉱業委員会が作成し、理事会が承認した、職務規定（ToR）を遵守する必要があります。マルチインタレストの参加や運用手順、透明性に関する最低限の要件が定められています。国内委員会は、ToR の遵守を条件として、各国の鉱業協会や Extractive Industries Transparency Initiative (EITI) のマルチステークホルダーグループなどによって招集されることがあります。国内委員会は、以下のことを行うことができます。

- 実施者及び保証機関に対して、本**統合**標準の事項を変更することなく、以下のような国別の具体的な解釈を提供する。

- 法的枠組みに基づく管轄区域のリスクや、本**統合**標準のパフォーマンス分野の実施に影響を与えうる規制要件の有効性と執行に関する助言。
 - 国家および地域の慣行や習慣に関する情報（例：先住民族の権利の国家承認、法律・慣習、労働権および団体交渉の尊重や、国際条約などを含むがこれに限定されない）
 - 特定の国の脆弱性（例：零細鉱業、労働法の不備、汚職など）を指摘するとともに、本**統合**標準において、国の保護が強固であると考えられる分野を強調する。
 - 施設レベルでの保証プロセスに参加する資格のあるステークホルダーおよび権利保有者の特定を支援する。
- **統合** 標準の実施に関するステークホルダー間の対話のための対話の場を提供する。
 - 法人のガバナンス機関（委員会および理事会）に関与するためや、標準の見直しの際に委員会に参加するために、十分な情報を持つ参加者のパイプラインを提供する。

各国の委員会から保証機関に提供するあらゆるガイダンスは、法人の理事会により承認を受け、そのウェブサイト上で公表されなければなりません。

各国の国内委員会の設置は必須ではなく、各国委員会がなくても、統合基準を実施する企業にとって障壁にはなりません。

14. 次のステップは？

協議プロセスを通じて受け取ったフィードバックを処理し、その多くを反映させるためにガバナンス文書を調整した後、4つのパートナー組織は上記のガバナンスモデルの実施に移ります。

添付1. 理事会メンバーの属性および責務（案）

理事会は、その責任を客観的かつ効果的に果たすために、知識、スキル、経験、多様性、独立性の適切なバランスをとって構成される必要があります

応募者は、英国で登録された保証有限責任会社（会社番号 **12370476**）である当該法人の理事会に就任する資格を有していなければなりません。会社情報は、英国 Companies House ([こちら](#)) でご覧いただけます。

理事会の各メンバーは、以下の属性を備えている必要があります。

- **情熱**：法人のビジョンと目標に対する強いコミットメント、および法人の成功を心から願う気持ち。
- **知識**：責任ある鉱業や鉱物バリューチェーンにおける必要な実務知識。具体的には、責任ある鉱業の実践と本**統合**標準の実施や、責任ある鉱物バリューチェーンに関する知識と支援能力。
- **ビジョンとリーダーシップ**：法人のビジョンをさらに発展させ、方向性を定めて法人の目標を達成しようとする強い意欲。
- **管理責任**：法人の利益と目標、およびすべてのステークホルダーの利益のために誠実に行動する姿勢。
- **時間的余裕**：理事会とその活動に十分な時間を割けること。
- **勤勉さ**：法人の目標達成に専念する姿勢。
- **マルチステークホルダーに関する経験**：国内鉱業委員会、EITI、セキュリティと人権に関する自主原則など、マルチステークホルダーによる対話プロセスへの参加経験。
- **協調性**：同僚とその意見に対して、誠実かつ敬意を持って接することができること。
- **思慮分別**：理事会での議論の機密を保持し、コミュニティに対して法人を代表する際は、統一された見解を示すこと。
- **反トラスト**：職務を遂行する過程において、互いに機密情報や競争上センシティブな情報を交換してはなりません。

各理事は、自身の主要な受託者責任が、自身を任命した特定のステークホルダー・グループではなく、法人全体に対して負うものであることを認識しなければなりません。

理事役会は、メンバーおよび議長職の適切な後継者計画を確保する必要があります。

理事会の責任には以下が含まれますが、これらに限定されるものではありません。

- 法人の目標を推進し、その優先事項および補助的機能の達成に向けた進捗をはかる。
- 最高経営責任者の選定、支援、報酬、業績評価を行い、後継者計画を策定する。
- 法人の戦略を策定し、定期的な見直しを行い、業績の追跡と評価を行う。
- 法人が目標を達成するために必要なリソースを確保し、リソースの確保において経営陣を支援する。
- 強固な受託者監督と財務管理を徹底する。
- 法人のリスクプロファイルを理解し、法人のリスク管理を見直し、監督する。
- 法律や規制、法人の利益相反などに関する方針を含む、法人に適用されるすべての法律、規制、方針、および倫理基準の遵守を徹底する。
- 理事会および委員会の構成を承認し、ガバナンスの慣行を決定する。
- 自らの有効性を定期的に検証する。

理事会の各メンバーは、以下の役割と責任を負うものとします。

- 以下の基本的な受託者責任を遂行する：善意と誠実さをもって行動し、法人の最善の利益のために行動し、法人の目標や、中核的な優先事項、補助的機能、およびステークホルダーの利益を追求する。
- 理事会とその活動に十分な時間を割き、理事会の目標を達成するために献身的かつ継続的に取り組むこと。
- 理事会での議論の機密を保持し、法人に関する事項について統一された見解で発言する慎重さを持つこと。
- 理事会メンバーの高い誠実性を促進することを目的とした、自主的な「理事行動規範」に従う。
- 法人が目標を達成するために必要な財源を特定し、確保する。
- 会議に先立ち、法人の財務諸表や理事会資料を読み、内容を理解する。
- 人脈や、ネットワーク、リソースを活用し、法人の目的を達成するための集団行動を展開する。
- 理事会の会議に十分な準備をして出席し、誠実に参加する。
- 1つ以上の委員会に全面的に参加する。
- 理事会に情報を提供する人々の意見を尊重し、自身の意見や経験を理事会で共有する。

Consolidated Mining Standard Initiative



RESPONSIBLY
PRODUCED
COPPER



ICMM



WORLD
GOLD
COUNCIL

miningstandardinitiative.org